

会 議 録

会 議 の 名 称	白岡市自治基本条例市民推進会議（第20回）
開 催 日	平成25年4月16日（火）
開 催 時 間	午後7時00分 から 午後8時40分 まで
開 催 場 所	白岡市役所 3階 庁議室
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	会 長 齋藤 信治 副会長 神田 芳晃 委 員 清水 律子 委 員 宮崎 博 委 員 矢島 静江 委 員 渡部 勲 計 6 人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	委 員 内山 欣春 委 員 柴山 利幸 委 員 大八木健夫 委 員 本田 尚子 委 員 柳 祐作 委 員 山口 孝雄 計 6 人
説明員の職・氏名	主 査 千葉 智則
事務局職員の職・氏 名	市民協働課 課 長 鬼久保 晃一 主 幹 大久保 栄 主 査 千葉 智則
その他会議出席者の 職・氏名	なし
会 議 次 第	別添のとおり
資 料 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第20回白岡市自治基本条例市民推進会議プログラム ・ 白岡市住民投票条例の骨子（案） 【資料番号1】 ・ 第19回会議の会議録 【資料番号2】 ・ 第21回白岡市自治基本条例市民推進会議開催通知

発 言 者	会議経過（議事の要旨） 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
鬼久保課長	<p>1 開会 開会を宣する。 *開会前に職員の異動等について報告を行った。</p>
齋藤会長	<p>2 あいさつ 齋藤会長から、あいさつがなされる。</p>
事務局（千葉）	<p>3 議題「住民投票条例の骨子(案)と提言書とのすり合わせについて」 (当会議設置要綱第5条第2項により、会長が議長を努める。) 資料1に基づき、住民投票条例の骨子(案)についての説明を行った。</p>
齋藤会長	<p>事務局からの説明が終了した。骨子(案)の項目のうち、提言を行った内容に該当する項目について順に確認していく。 まずは、「2 住民投票に付すことができる重要事項」について御意見を伺いたい。</p>
A委員	<p>重要事項の定義の部分の「住民福祉」とあるが、「福祉」とはどのようなことか。住民投票の対象は福祉課の仕事の範囲になるということか。</p>
事務局（千葉）	<p>「福祉」とは、公的配慮によって社会の成員が等しく受けることのできる生活環境のことである。よって、適用除外事項を除き、市が処理する事務は全て対象となる。</p>
B委員	<p>特定のプロジェクトを立ち上げるために、増税するというような問題が出てきた場合に、住民投票で市民の意向を確認することが必要となる可能性はないのか。</p>
鬼久保課長	<p>その場合は、増税してまでプロジェクトを実施する必要があるのかという意</p>

	<p>味で、プロジェクト実施の是非を問う住民投票を行うことになる。</p>
C委員	<p>増税という話になると、議会で多くの議論がなされるはずである。市長の考えで簡単に実施できるものではないのではないか。</p>
A委員	<p>5－(2)については、署名を集める前の段階で住民投票に付そうとする内容の審査し、判断するという解釈でよいか。</p>
事務局（千葉）	<p>そのとおりである。</p>
齋藤会長	<p>次に、「4 投票資格者」について御意見を伺いたい。</p>
A委員	<p>提言書では、国民投票法の議論の最中であるということもあり、投票資格者を、現在の公職選挙法の規定の要件に準拠することとした。しかしながら、昨今の報道で、公職選挙法の規定はそのままに、国民投票法だけ、年齢要件を18歳以上で先行して進めていくというニュースがあった。</p> <p>そのような状況の中、住民投票条例の投票資格を公職選挙法の年齢要件と同じとしておいて大丈夫か。その辺りの動向を調べていただければと思う。</p>
事務局（千葉）	<p>現時点では、そのような動きがあるという段階である。また、提言書の内容は、公職選挙法に準拠ということになっているので、報道があったというだけで骨子の内容は変えられない。</p>
齋藤会長	<p>「5 住民投票の請求」について御意見を伺いたい。</p> <p>（意見なし）</p>
齋藤会長	<p>続いては「12 住民投票の成立要件」についてである。こちらは提言書の内容とは違っているようなので、特に、皆さんの御意見を伺いたいと思っている。</p>

A委員	他の市町村でも成立要件を有権者総数の2分の1以上としているところが多いのか。
事務局（千葉）	有権者総数の2分の1以上としている市町村が多くなっている。
D委員	この間、山陽小野田市で議員定数の削減についての住民投票が実施されたが、投票率が成立要件の50%に満たないということで不成立となっている。
C委員	提言書において、成立要件を賛否いずれかの票数が投票資格者総数の4分の1以上としたのは、近年の選挙においては投票率が低下傾向にあるため、住民投票においても50%以上の投票率を確保するのは難しいと考えたからである。請求したけど不成立となることは避けたいというのが我々の意図である。成立要件を投票資格者の2分の1以上の投票とした場合、住民投票が成立するのか心配である。
事務局（千葉）	<p>庁内推進会議では、数千の署名により実施された住民投票の結果は非常に重いため、条例の規定では「投票結果を尊重する。」となっても、実質的には、市長や議会を拘束することとなるという意見があった。</p> <p>骨子（案）の成立要件については、広く市民の方の納得を得るため、また、市長及び議会が施策を推進していくためには、どのくらいの投票数が必要となるのかを検討し、一般的には投票資格者の2分の1以上というのが成立要件として適切だと判断したものである。</p>
A委員	成立要件を2分の1以上とするのであれば、市は、住民投票が成立するように努力しなければならないという規定を入れてほしい。
事務局（大久保）	住民投票が実施される場合は、通常、投票を呼びかけるキャンペーン等が展開されるのではないかと。
D委員	住民投票は、市長発議や議会請求によるものが多いが、成立要件を有権者総

	<p>数の2分の1以上とってしまうと成立しないものが増えてしまうのではないかと懸念している。</p>
E委員	<p>住民請求は、市民にとって重大な事項について住民投票を請求するのであるから、組織的に署名活動を展開するのではないか。</p>
C委員	<p>投票に行くのは3分の2であるので、全体の49%の人が賛成しても6分の1の人のボイコットで不成立とすることが可能となってしまう。</p>
E委員	<p>一般的な感覚で考えた場合、半分以上の人の参加で成立というのが妥当でわかりやすいのではないか。</p>
鬼久保課長	<p>住民投票に付されるべきものは市政に関する重要事項であるということを考えて、成立要件を投票資格者総数の2分の1以上とした。</p>
E委員	<p>重要事項に対して投票するのだから、成立要件は2分の1以上の人の投票とするのがよいと考える。</p>
D委員	<p>公職選挙法の当選人となる規定は、投票率にかかわらず有効投票数に対する一定以上の割合の得票を得ることとなっているのではないか。</p>
事務局（千葉）	<p>そのとおりである。</p>
B委員	<p>それでは、公職選挙法による市長や議員の当選人となる規定と比べて、住民投票の成立要件はあまりにも厳しすぎるのではないか。</p>
事務局（千葉）	<p>事務局では、住民投票条例が一般の市民の方に御理解いただけるように、また、実際に住民投票が行われた時には、その結果に対する市民の方の納得が得られるような内容となるように骨子（案）を作成した。</p>

D委員	<p>住民投票に付された事項に対する賛成又は反対の決定は、有効投票数の過半数がよいと考えている。しかしながら、成立要件を投票資格者総数の2分の1以上とするのは厳しすぎるのではないか。</p>
B委員	<p>骨子（案）では、投票資格者に関する規定、また、投開票に関する規定は「公職選挙法の例による。」となっているので、成立要件も公職選挙法の規定に倣うこととしてもよいのではないか。住民投票だけ厳しくする必要があるのでかという議論も出てくる。</p>
D委員	<p>本来は、成立要件が2分の1というのは望ましいと思う。しかしながら、それでは、ボイコットすれば、簡単に住民投票を不成立にすることができてしまう。そのような制度をわざわざつくるのではなく、ボイコットをしてもあまり意味が無いというような制度を作る方がよいのではないかと思う。</p>
事務局（千葉）	<p>事務局としては、市民が住民投票をボイコットするという前提で条例案の作成はできない。また、広く市民に住民投票について御理解いただくためにはそのような説明もできない。</p> <p>事務局としては、成立要件として市民に最も御理解・御納得いただけるのは投票資格者総数の2分の1以上であろうと考えている。</p>
A委員	<p>骨子（案）では、不成立の場合でも開票し、その結果を公表するということでよいのか。</p>
事務局（大久保）	<p>そのとおりである。</p>
A委員	<p>不成立であっても開票して、その結果を公表するのであれば、成立要件が2分の1でもよいのではないかと思う。</p>
B委員	<p>私から提案したい。成立要件について議会に説明する時は、投票資格者総数の2分の1以上とするか公職選挙法の規定どおりでやるということにしていた</p>

	<p>だきたい。</p>
事務局（千葉）	<p>提言書と骨子案の比較検討をお願いしている。新たな提案となると議論が戻ってしまうので御理解いただきたい。</p>
B委員	<p>2分の1以上というのは厳しい。</p>
C委員	<p>成立要件が2分の1以上であっても、全て開票するというのであればよいのではないかと。例えば、投票率が40%であっても、そのうちのどのくらいの割合で賛否が分かれているのかが明らかになれば、住民投票を実施した一定の効果があるのではないかと。</p>
B委員	<p>不成立の結果だけ聞いてもあまり意味がないのではないかと。</p>
C委員	<p>それなりの効果があると考えている。</p>
A委員	<p>「13 投票結果の告示」の規定内容は、不成立の場合でも開票し、その結果を公表するとは読めないのではないかと。</p>
事務局（千葉）	<p>わかりやすい表現に修正する。</p>
C委員	<p>議会にも市民推進会議の考えを説明してほしい。</p>
事務局（千葉）	<p>議会全員協議会で説明させていただく。</p>
B委員	<p>骨子（案）には、賛成と反対の多いほうを住民投票の結果として採用するという規定がないが問題はないのか。</p>
D委員	<p>住民投票の結果と市長や議会がその結果を採用するかどうかというのは別の話である。住民投票の結果に強制力はない。よって、賛成が多いから必ずその</p>

	<p>方向で市政運営をしなければならないということにはならない。</p>
齋藤会長	<p>「14 投票結果の尊重」について意見を伺いたい。</p> <p>(特になし)</p>
齋藤会長	<p>「15 住民投票の請求の制限期間について」意見を伺いたい。</p> <p>(特になし)</p>
齋藤会長	<p>その他、骨子(案)の全体を通して御意見・御質問があれば伺いたい。</p>
B委員	<p>住民投票においても期日前投票を実施するのか。</p>
事務局(千葉)	<p>実施する。</p>
B委員	<p>「16 投票運動」の規定は、刑事罰が加わるようなものなのか。</p>
事務局(千葉)	<p>刑事罰はない。投票運動は自由であるので精神的な規定である。</p>
A委員	<p>住民投票の運動は、住民投票の実施が決定された後であれば、署名収集をする前から行ってもよいのか。</p>
事務局(千葉)	<p>投票運動は自由である。</p>
B委員	<p>提言書が市役所のホームページに掲載されていない。また、広報4月号にも「提言書の提出」の記事は載っていなかった。</p>
事務局(千葉)	<p>ホームページへの掲載が遅くなり、大変申し訳ない。本日、ホームページに掲載させていただいたので御確認いただきたい。また、広報への掲載について</p>

B委員	<p>は、広報4月号の締め切りは3月1日であり、提言書の提出は3月12日であったことから、掲載が間に合わなかった。</p> <p>公共交通の記事は載っているのですが、間に合わないということはないのでしょうか。市民推進会議で検討された内容や考え方は、しっかりと周知してほしい。</p> <p>また、第12回会議までは市民推進会議の結果が載せられていたが、13回以降は載せられていないがどういうことか。</p>
事務局（千葉）	<p>それについては、皆さんに御相談した結果、住民投票条例の検討内容には、デリケートな部分もあるので、傍聴は可とするが、ホームページによる公開はお休みするという事になっている。</p>
齋藤会長	<p>たくさんの意見を出していただいたが、この骨子（案）の内容で次の段階に進めることについて承認してよいか。</p> <p>（賛成）</p>
齋藤会長	<p>4 その他</p> <p>事務連絡について、事務局に説明を求める。</p>
事務局（千葉）	<p>次回会議の日程及び前回会議の会議録について説明、依頼を行い、次回会議は5月14日（火）午後7時00分からはぴすしらか会議室1で開催する旨を説明した。</p>
鬼久保課長	<p>5 閉会</p> <p>閉会を宣する。</p>